

# 公 示

公示第16号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」(平成14年7月1日付け公示第14号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年6月10日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」

新	旧
<p data-bbox="488 272 725 312">公 示</p> <p data-bbox="107 355 360 384">公 示 第 1 4 号</p> <p data-bbox="163 424 999 453">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p data-bbox="107 493 1084 592">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="192 668 441 697">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="443 737 925 766">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="593 842 624 871">記</p> <p data-bbox="114 914 365 943">1. ～ 4. (略)</p> <p data-bbox="174 1018 792 1082">附 則（平成14年7月1日付け公示第14号） （略）</p> <p data-bbox="163 1086 1070 1150">附 則（令和8年4月24日付け公示第4号で一部改正） 改正後の規定は、令和8年4月24日以降に処分するものから適用する。</p> <p data-bbox="163 1155 1084 1219"><u>附 則（令和8年6月10日付け公示第16号で一部改正）</u> <u>改正後の規定は、令和8年6月10日以降に処分するものから適用する。</u></p>	<p data-bbox="1512 272 1749 312">公 示</p> <p data-bbox="1137 355 1391 384">公 示 第 1 4 号</p> <p data-bbox="1193 424 2029 453">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について</p> <p data-bbox="1137 493 2114 592">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る別建運賃及び料金を除く。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1223 668 1471 697">平成14年7月1日</p> <p data-bbox="1473 737 1955 766">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1615 858 1646 887">記</p> <p data-bbox="1144 924 1373 952">1. ～ 4. (略)</p> <p data-bbox="1205 1038 1823 1102">附 則（平成14年7月1日付け公示第14号） （略）</p> <p data-bbox="1193 1107 2101 1171">附 則（令和8年4月24日付け公示第4号で一部改正） 改正後の規定は、令和8年4月24日以降に処分するものから適用する。</p>

別表

車種区分：三区分

運賃適用地域：新潟地区（旧新潟県A地区及び旧新潟県B地区）、長野地区（旧長野県A地区及び旧長野県B地区）、富山地区、石川地区

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち乗車定員6名以下のものであって、排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの、患者輸送車、車いす移動車又は内燃機関を搭載しないもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p><u>同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。</u></p> <p><u>同条に定める軽自動車。ただし、「タクシー事業における軽自動車の活用について」（令和8年6月1日付け国自旅第37号）別紙1.に基づき北陸信越運輸局長が公示する地域以外においては、使用用途が福祉輸送サービスに限定されている場合又は内燃機関を搭載しないものに限る。</u></p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>患者輸送車又は車いす移動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p>
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、患者輸送車、車いす移動車を除く。</p>
備考	<p>1. ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。</p> <p>2. 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長</p>

別表

車種区分：三区分

運賃適用地域：新潟地区（旧新潟県A地区及び旧新潟県B地区）、長野地区（旧長野県A地区及び旧長野県B地区）、富山地区、石川地区

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のものであって乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める軽自動車（使用用途が福祉輸送サービスに限定される場合に限る。）。</p> <p>同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。</p>
大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるものであって乗車定員6名以下のもの。</p> <p>同条に定める普通自動車のうち、ハイブリッド自動車で、排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので、かつ、乗車定員6名以下のもの。</p> <p>身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）のうち乗車定員7名以上のもの。</p>
特定大型車	<p>道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。</p> <p>ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。</p>
備考	<p>1. ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用</p>

さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。

3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。

する。

2. 自動車の長さは、新型自動車の届出をしたときの長さとする。ただし、特殊なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における自動車の長さとする。

3. ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。